

■八千代市国民健康保険料の計算例

◎夫(44歳)、妻(36歳)の世帯の場合

(夫は前年300万円、妻は200万円の給与収入があるとします。)

	給与収入	給与所得	所得割算定基準額
夫	3,000,000円	2,020,000円	1,590,000円(2,020,000円-430,000円(基礎控除))
妻	2,000,000円	1,320,000円	890,000円(1,320,000円-430,000円(基礎控除))

① 医療分	(料率)			
所得割額	1,590,000 円 × 0.0597	=	94,923 円	
	890,000 円 × 0.0597	=	53,133 円	
均等割額	27,100 円 × 2	=	54,200 円	
平等割額			26,300 円	
	(人数)			
小計			228,556 円	→ 228,500 円 (100円未満切り捨て)…(ア)
② 支援分	(料率)			
所得割額	1,590,000 円 × 0.0216	=	34,344 円	
	890,000 円 × 0.0216	=	19,224 円	
均等割額	8,800 円 × 2	=	17,600 円	
平等割額			8,600 円	
	(人数)			
小計			79,768 円	→ 79,700 円 (100円未満切り捨て)…(イ)
③ 介護分(40~64歳)	(料率)			
所得割額	1,590,000 円 × 0.0211	=	33,549 円	
均等割額	16,600 円 × 1	=	16,600 円	
	(人数)			
小計			50,149 円	→ 50,100 円 (100円未満切り捨て)…(ウ)
合計				<u>358,300 円</u> (ア)+(イ)+(ウ)